

認定（更新）申請・特例認定申請をお考えのNPO法人の皆様へ

特定非営利活動促進法の認定基準について、特に注意が必要な事項を例示しました。
申請にあたって今一度ご確認ください幸いです。

各基準の詳しい内容については、

[特定非営利活動法人ガイドブック（認定編）](#)をご覧ください。

東京都では、申請前に事前相談（予約制）を実施しています。

NPOポータルサイトより、ご予約いただけますので、ご利用ください。

https://www.seikatubunka1.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/certification/0000001142.html

東京都生活文化局都民生活部管理法人課NPO担当

●対価性があるもの、任意性がないものは「寄附者名簿」に記載できません。

(対価性があるとみなしうる事例)

- ・クラウドファンディング等で、価値ある特典（リターン）を返礼品として渡している
- ・法人HPに寄附があった企業の商品広告を無償で掲載している
- ・イベント等の入場料や施設等利用料を寄附者に割引して提供している

※賛助会費を寄附とする場合も同様です。

(任意性がないとみなしうる事例)

- ・イベント参加料に寄附金が含まれていて、その寄附分を払わないと参加できないようなもの
- ・正会員費の一部に寄附金が含まれているケース

●寄附であることを証明できる書類がなければ、寄附としてみなせない可能性があります。

「氏名」「住所」「入金日」「金額」が分かる資料を残す必要があります。

(例. 現金で受け入れた寄附⇒寄附申込書など、目的が寄附であることが明記されている書類)

●個人からの寄附の場合は、個人の「居所」が明らかである必要があります。

(事例) 勤務先の住所で寄附者名簿に掲載している⇒居所が分からない寄附とみなしうる

●3号ハ基準の「青色申告法人に準じている」とは複式簿記である必要があります。

単式簿記による経理は青色申告法人に準じているとは言えません。途中で複式簿記に変えていても、実績判定期間から申請時まで全てが複式簿記でなければ、基準には適合しません。

●決算において期中の取引を網羅し、財務諸表上で期末の財産状況（預金残高等）を正確に表示することが前提となります。

（不適合とみなしうる事例）

- ・事業報告書等提出書の財産目録と実際の年度末預金残高が一致していない
- ・財産目録に計上していない通帳（取引があるもの）や現金が存在していた
- ・法人とは無関係の別団体の会計、個人の資産が混在していた

●特定の法人の役員または職員と親族関係にある者は役員数の3分の1を超えてはいけません。

（事例）役員が6名おり、2名が他の同一法人の役員・職員であったが、同一関係にある役員以外の役員が1名退任した ⇒ 3分の1を超過する

※年度末だけでなく、実績判定期間から申請時まで全ての期間満たす必要があります

●営利を目的とした事業者（株式会社等）、宗教団体、政治団体への寄附はできません。

寄附金と名目でなくとも、金銭やその他資産または経済的な利益の贈与や無償の供与を行った場合は、寄附とみなします。

（不適合とみなしうる事例）

- ・政治資金パーティーへの参加
- ・玉串料の支払い
- ・株式会社への支援金の支払いや物資提供

※判断に悩む場合は、個別にご相談ください。

●4号二基準（70%基準）の算定に当たっては、国等からの補助金や受託収入に係る事業費は、特定非営利活動に係る事業費から除外して考えます。

国等からの補助金及び委託の対価としての収入（民間等からの委託も含みます）は原則として寄附金に優先して充当されます。このため、国等からの補助金や受託金の受入がある場合、これらを充てた事業費を特定非営利活動に係る事業費の額から減じた上で、受入寄附金の充当割合を算定する必要があります。

●特定非営利活動促進法を遵守することが前提です。

(不適合となる事例)

- ・ 監事が職員を兼ねていた
- ・ 役員内に親族関係が3名以上いた
- ・ 認証取消されたNPOの役員をしていた役員がいた
- ・ 社員が10名に満たなかった
- ・ 事業報告書、役員報酬規程等提出書が期限内に提出されていない

●定款に記載のない事業は行えません。

法人の行う事業は、定款の規定が必要で、かつ、登記事項です。
定款外の事業を行うことはできません。